

生体ひかりイメージング産学連携専門委員会内規

(名称)

第1条

本専門委員会は、生体ひかりイメージング産学連携専門委員会と称し、英文では、Consortium of Industry-Academia Collaboration on Bio-Optical Imaging and Spectroscopy と表示する。

(目的)

第2条

本専門委員会は、産業界と学界の連携により、ニーズに基づいた光医療・光ヘルスケア技術の研究・開発とその社会実装を目的とし、健康長寿社会の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条

1. 本専門委員会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。
  - (1) 情報発信：セミナー、研究会、ワークショップなどの開催
  - (2) 調査研究：将来動向調査など
  - (3) 意見交換会の開催：企業・アカデミア・ユーザー
  - (4) 若手育成：初心者向けセミナーなど
  - (5) 公的機関への研究提案：研究提案に向けた議論、チームビルディングなど
  - (6) そのほか、目的を達成するために必要な事業
2. 本事業への参加は原則として会員のみとする。また、法人会員からの参加に、人数の制限を設けない。但し、参加者リストならびに守秘義務合意書または守秘義務合意書に対する確認書を事前に提出するものとする。
3. 一般に公開する事業は、別途ホームページ等により公表する。

(設置期間)

第4条

1. 本専門委員会の設置期間を3年間とする。
2. 幹事会の決議に基づき、委員長が日本光学会理事会に設置期間の更新を申請することができる。

(構成員)

第5条

本専門委員会の会員を次の通りとする。

- (1) 正会員 医学、薬学、理学、工学、情報学などの学識経験があり、学界に所属、あるいは医療・ヘルスケアに従事する者であって、本専門委員会の趣旨に賛同して入会した個人

もしくは、学界から退職した後、何等かの形で学界に所属、または学術学会に属している個人

- (2) 法人会員 本専門委員会の事業を賛助、協力する団体
- (3) 学生会員 本専門委員会の趣旨に賛同する修士以上の大学院生、もしくは6年生学部の5年生以上の学生

(入会手続き)

#### 第6条

本専門委員会の会員になろうとする者は、別に定める書式により入会手続きを行い、幹事会の承認を得るものとする。

(会費)

#### 第7条

本専門委員会の年会費を以下の通りとする。

- (1) 正会員、学生会員は無料とする。
- (2) 法人会員は毎年度100,000円とする。納入依頼は1月に行い、納入期限は2月末とする。
- (3) 年度の途中で入会した法人会員の年会費については、幹事会で討議の上決める。

(会員資格の喪失)

#### 第8条

会員が次のいずれかに該当する時、その資格を喪失する。

- (1) 別に定める退会届を提出したとき
- (2) 幹事会の決議により除名となったとき
- (3) 法人会員が第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (4) 当該会員が死亡したとき、又は当該法人が解散したとき
- (5) 学生会員が卒業あるいは退学して学界以外の職種に就いたとき

(研究会の開催費用)

#### 第9条

研究会開催のための講演者謝金、及び交通費の額は次の通りとする。但し、原則として正会員・法人会員・学生会員には支給しない。

- (1) 講演者謝金は非会員に2万円(税別)とする。
- (2) 非会員の交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算した額を支給する。
- (3) 学生会員で所属機関等からの補助がない場合は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算した額の交通費を支給する。

(役員等)

#### 第10条

1. 本専門委員会に以下の人員を置く。

- (1) 幹事 5名以上10名以内

- (2) 監事 2名以内
- (3) 運営委員 5名程度

2. 幹事の内、1名を委員長、1名を副委員長、1名を事務局長とする。
3. 第1項の役員等の任期は3年とし、本専門委員会が継続される場合は再任を妨げない。

(役員等の選任)

#### 第11条

1. 第10条の役員等は、設立時においては、本専門委員会の前身である日本学術振興会・185委員会を選任された者が就く。
2. 設置期間が更新される場合、次期の役員等の選定は以下の通りとする。
  - (1) 幹事、及び監事は現幹事会において会員の中から選定する。
  - (2) 委員長は、次期幹事会の決議により、幹事の中から選定する。
  - (3) 副委員長、事務局長、運営委員は次期委員長が指名し、次期幹事会の承認を得るものとする。

(役員等の職務)

#### 第12条

本専門委員会の役員等の職務は以下の通りである。

- (1) 幹事は幹事会を構成し、内規で定めるところにより、職務を執行する。
- (2) 委員長は本専門委員会を代表し、会務を掌握する。
- (3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長が職務を執行できない時は、これを代行する。
- (4) 事務局長は会計業務を含む事務局業務を執行する。
- (5) 運営委員は委員長の統括のもと、毎年度の事業計画・収支予算等を立案、実施する。
- (6) 監事は事業活動、及び会計業務の執行状況を監査し、監査報告書を作成する。

(顧問)

#### 第13条

1. 本専門委員会には、任意の機関として若干名の顧問をおくことができる。
2. 顧問は、学識経験者又は本専門委員会に功労のあった者の内から、幹事会の推薦により、委員長が任命する。
3. 顧問は委員長の諮問に応え、本専門委員会に対して意見を述べることができる。

(幹事会)

#### 第14条

1. 幹事会はすべての幹事をもって構成する。

2. 幹事会は委員長が必要と認めた時にこれを招集する。
3. 幹事会は次の職務を行う。
  - (1) 本専門委員会の業務執行の決定
  - (2) 幹事の職務の執行の監督
  - (3) 幹事、監事、及び委員長の選定及び解任
4. 幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する幹事を除く幹事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
5. 幹事会の議事については議事録を作成する。

(運営委員会)

#### 第15条

1. 運営委員会は、委員長、副委員長、及び事務局長とすべての運営委員をもって構成する。
2. 運営委員会は委員長が必要と認めた時にこれを招集する。
3. 運営委員会は次の職務を行う。
  - (1) 委員長の統括の下、毎年度の事業計画・収支予算を企画・立案する。
  - (2) (1) で立案した事業の運営と取り纏めを行う。

(事業計画及び収支予算)

#### 第16条

1. 本専門委員会の事業計画書、及び収支予算書については、毎事業年度(1月1日～12月31日)の開始日の前日までに、運営委員会がこれを作成し、幹事会の承認を得なければならない。
2. 委員長は前項の事業計画書、及び収支予算書を12月末までに日本光学会理事会に提出しなければならない。

(事業報告及び決算報告)

#### 第17条

1. 本専門委員会の事業報告書、及び決算報告書については、毎事業年度終了以後、運営委員会がこれを作成し、監事の監査を受けた上で、幹事会の承認を得なければならない。
2. 委員長は前項の事業報告書、及び決算報告書を12月末までに日本光学会理事会に提出しなければならない。
3. 委員長は毎年4月末、8月末、12月末までに、当該期間の会計報告を日本光学会理事会に提出しなければならない。

(守秘義務)

第18条

1. 「秘密情報」とは、本専門委員会の事業において、i)情報の開示者から、かかる情報を受領する者（以下「受領者」という）に対して開示された、秘密である旨の表示がなされている資料に含まれる技術上または営業上の情報及びその他一切の情報、または ii)開示者が受領者に対して、口頭またはその他の手段で秘密として指定した上で開示した情報をいう。但し、前記 ii)の情報については、当該情報の開示後 30 日以内に、開示者から受領者に当該情報が秘密事項である旨を記載した書面が提出されなかった場合には、秘密情報から除外されるものとする。
2. 前項に拘わらず、受領者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とする。
  - (1) 開示を受けたときに既に保有していた情報
  - (2) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - (3) 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
  - (4) 開示を受けたときに既に公知であった情報
  - (5) 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
  - (6) 書面により事前に開示者から秘密保持義務を負わない旨の承諾を得た情報
3. 受領者は、秘密情報について厳に秘密を保持するものとし、開示者の一切の秘密情報を第三者に対して、開示・漏洩してはならない。
4. 前項のことを証するため、会員は別に定める「守秘義務に対する合意書」を委員長に提出するものとする。
5. 法人会員で、入会時に会社の経営に係る役員や同等以上の権限を持つ者が守秘義務合意書にサインした場合は、その法人に所属する出席者は研究会に参加する時に「守秘義務合意書に対する確認書」を委員長に提出する。

(知的財産権の取り扱い)

第19条

1. 本内規における「知的財産」とは次の通りとし、「知的財産権」とは、知的財産にかかる権利をいう。
  - (1) 発明
  - (2) 考案
  - (3) 意匠
  - (4) 商標
  - (5) 著作物
  - (6) 半導体集積回路
  - (7) ノウ・ハウその他知的財産

2. 知的財産権の帰属を以下の通りとする。

- (1) 本専門委員会の事業に参加して知り得た情報に基づく知的財産権は、原則として創出者である会員に帰属する。
- (2) (1) 項に拘わらず、第18条で規定される「秘密情報」に基づく知的財産権については、当該情報の開示者と発明者とが、その取扱いについて協議し、合意を得るものとする。

（解散及び剰余金の処分）

#### 第20条

1. 本専門員会は設置期間の満了、もしくは幹事会の決議により解散する。
2. 剰余金の処分については、日本光学会と事前に相談の上、適切な処理を行うものとする。

（メーリングリストの活用法）

#### 第21条

1. 会員が関連する行事等の案内は、メーリングリストを使用することができる。事務局に内容を連絡し、事務局が配信する。
2. 公募情報に関しても、1の行事の案内と同様に使用することができる。

附則1 本改定版内規は、令和6年2月14日より施行する。